

海津市海津町の長良川の県営渡船委託事業に関する文書の一部を県が非公開処分にしたのは違法だとして市民グループが古田肇県知事を相手取り処分の取り消しを求めた訴訟で、最高裁は十四日、県側の訴えを一部認めた一審判決を破棄し、県の非公開処分を違法とする判断を示した。県関連の情報公開訴訟で判決が確定した十件のうち、県の敗訴（一部敗訴を含む）は今回で七件目。原告代表の寺町知正山県市議は「判決を機に、県の姿勢が積極的に情報を公開する方向に変わっていかば」と期待を寄せる。

判決で最高裁第三小法廷（上田豊三裁判長）は「県の情報公開条例は公開請求の対象を一部情報ではなく、文書全体にあると規定している」

情報公開訴訟 県「黒星続き」

と指摘。渡船事業を管理する

大垣土木事務所の職員出張費 情報公開制度に詳しい愛知 定した判断が下せるようにな
に関する文書や関連物品の取 県弁護士会所属の新海聡弁護 ない。県政の透明性を高める
得金額を記した一覧表などの 士は「県には以前から条例に ために同条例の適正な運用に
公開に当たり一部の情報を黒 基づかないで情報を非公開処 努めたい」と話す。本年度中
塗りとした判断は違法とし、 分とする体質があった。今回 には、県民以外も請求できる
非公開処分を取り消した。 の訴訟でも、条文に非公開項 よう請求者の要件を緩和する
同条例が施行された一九九 目として明示されていないの などの条例改正を目指すとい

県営渡船委託事業訴訟、原告が勝訴

7敗目、姿勢に変化も

五（平成七）年四月以降、県に、県が独自の解釈で情報
は昨年六月に東海環状自動車を非公開にしていたこと自体
車道の建設に伴う環境影響が奇妙」と話す。
評価（アセスメント）関連 これに対し、県文書法務室
文書をめぐる訴訟の上告審では「公開・非公開の判断は、
敗訴したほか、今年三月にゴ公開による公益性と個人情報
ルフ場開発許可に関する文書の保護をてんびんにかける難
の公開訴訟でも一部敗訴する しさがある」と戸惑いをみせ
など違法な行為が指摘されて ながらも「運用初期よりも安
いる。

寺町市議は「訴訟を通じ、
徐々に県にも情報公開に前
向きな姿勢がみられるよう
になった。「情報を少しでも
出さたくない」から「少しで
も出そう」という体質に変わ
ってほしい」と話して